水位計 仕様書

1	物件名称	水位計					
2	品質・形状・寸法 又は型式	特記仕様書のとおり					
3	グリーン物品 の指定	指定しない					
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	特記仕様書のとおり					
5	納入期限	令和5年2月28日(火)					
6	納入場所	海老名市中河内1767番地					
7	特記事項	特記仕様書のとおり					
8	契約方法	総価契約					
9	支払方法	納入後、一括払い					
10	その他事項	機器設置に係る全ての費用を見込むこと。 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。					
11	連絡先	上下水道局技術部浄水課有馬浄水場 鈴木 奨 電話 046-238-1915					

指示事項									
グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。								

購入物件内訳書

(税抜き)

		<u>(</u> 校	抗き)					
No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数量	単 価(円)		額(円)
1	水位計	特記仕様書のとおり	無	式	1			
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20	屈 全短烟计 恝约字							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

水位計 特記仕様書

1 場所

海老名市中河内 1767 番地 有馬浄水場

- 2 施工内容
 - (1) 既設水位計(検出器および変換器)の撤去
 - (2) 既設ケーブルの離線
 - (3) 既設電線管類の撤去
 - (4) 新設水位計(検出器および変換器)の据付
 - (5) 新規電線管類の設置
 - (6) 既設ケーブルの再接続
 - (7) 試験調整
 - (8) 撤去品適正処分
 - (9) その他必要事項
- 3 機器仕様

水位計

 (1)数量
 : 1台

 (2)方式
 : 投込式

 (3)測定水
 : 水道水

 (4)測定範囲
 : 0~3 m

 (5)電源
 : 24V DC

(6) 出力信号 : 4~20mA DC

(7)精度 : 測定スパンの±0.4%以内

(8) 伝送器

ア 指示計付イ アレスタ付

ウ ゼロ・スパン調整などメンテナンスが可能なこと

(9)ケーブル長(伝送器-検出器間) : 3 m程度 (10)設置場所 : 屋外

(11)防水構造 : 防まつ形以上

(12)取付架台 : 既設フランジ形架台使用

(13)付属品

ア 既設架台接続用フランジ : 1式イ ボルトナットガスケット等 : 1式

ウ 金属可とう電線管

(ア)数量 : 1式

(イ)規格 : ビニル被覆、二種、17mm

(ウ)接続材(防水): 1式

(14) 既設水位計 (参考) : (株) 東芝製、形式 AP3193JCNAG6

4 その他

- (1) 詳細仕様等は、打合せ及び承諾図等により決定する。
- (2) 作業着手前の打合せによる内容は、本仕様書よりも優先する。
- (3) 作業着手前に作業日程について、当局監督員と協議すること。
- (4) 作業により発生した撤去品等は、請負者処分とし、適正に処分すること。
- (5) 保証期間は、検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障について

は、無償で修理すること。

(6) 提出書類

- ア 作業日程表(任意様式)と作業員名簿(任意様式)を作業着手前に1部提出すること。
- イ 報告書(任意様式)を2部提出し、対象機器の機器番号、製造年月日、型式等及び取扱説 明書を記載すること。
- ウ 作業写真を撮影し、報告書に綴ること。

(7) 健康診断(検便)

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法 21 条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 0-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は 6 か月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

- ア 水工程に直接触れて作業する者
- イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
- ウ 6か月を越えて従事する者